

# 下水道使用料を改定します

建設水道課

電話 38-5068

この度、公共下水道事業の経営状況改善を目的として、令和8年4月1日から下水道使用料を改定（値上げ）することとなりました。町民及び町内事業所の皆さまにはご負担をおかけしますが、将来に渡り安定的・持続的なサービスを提供するため、使用料改定にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

下水道使用料の改定は、令和3年度に策定した経営戦略に基づき、持続可能な下水道事業の運営に努め、「総務省並びに国土交通省通知」を踏まえ、1m<sup>3</sup>あたり150円（税抜）を基本とします。



## 下水道使用料は何に使われているの？

汚水を処理する下水道管や処理場の**維持管理経費※1**に使われています。

私たち一人一人が毎日流している生活排水。この生活排水が川や海を汚している原因の一つといわれています。私たちは川や海をきれいにし、美しい自然を次の世代に残していかなければなりません。

下水道を整備することで、川や海などの自然環境を守り、衛生的で快適な生活ができ、水路や側溝に流れる生活排水が減り、大雨時の浸水対策ができ、蚊やハエの発生を防ぐ効果が期待できます。

**※1 維持管理経費とは、施設の本体を維持し、処理機能を管理するためにかかる経費です。**



## どうして使用料改定が必要なの？

下水道事業は、下水道を使用した人が支払う使用料で**維持管理経費※1**をまかなうことが原則です。

甲良町は消費税および地方消費税の改正を除き、平成10年5月の供用開始以降、現行の下水道使用料で運営してきましたが、**維持管理経費※1**をまかなうための十分な使用料を得られていません。このような状況下で、近年の物価高騰の影響を受け、こうした経費が大幅に増えると見込まれるため、現在の下水道使用料を改定（値上げ）せざるをえない状況となっています。



## 新しい使用料金はようになりますか？

下の表が下水道使用料（1m<sup>3</sup>あたりの改定前後の比較です）

汚水排出量	改定前 (令和8年3月31日まで)	改定後 (令和8年4月1日から)	差 額
基本料金 (10m <sup>3</sup> まで)	120 円	150 円	+30 円
10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	130 円	160 円	+30 円
30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	140 円	170 円	+30 円
50m <sup>3</sup> 超え 100m <sup>3</sup> まで	150 円	180 円	+30 円
100m <sup>3</sup> を超える分	160 円	190 円	+30 円
750m <sup>3</sup> を超える分	210 円	240 円	+30 円



## いつから使用料金が変わるの？

令和8年5月検針（4月使用分）から新料金になります。

令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月
← 現行料金 →		● 5月検針	<b>新料金</b>	
← 令和8年4月1日改定日 →				

### 下水道使用料金のモデルケース

※甲良町における1カ月の平均排水量は約25m<sup>3</sup>。

(1カ月あたり・税抜)

汚水排出量	排水量	現 行	⇒	改定後	差
基本料金	10m <sup>3</sup>	1,200 円	⇒	1,500 円	300 円
10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	15m <sup>3</sup>	1,950 円	⇒	2,400 円	450 円
合計	25m <sup>3</sup>	3,150 円	⇒	3,900 円	750 円

【計算式 10 m<sup>3</sup> × 150 円 = 1,500 円 15 m<sup>3</sup> × 160 円 = 2,400 円

合計 3,900 円 (税抜) 】